

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方

論点整理(案)

令和4年5月

■ 論点

1. アクセス回線について
 - (1) 補填額の算定方法について
 - (2) 光IP補正等について
2. 離島特例通信及び緊急通報について
3. 制度の運用について

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<事業者からの主な意見>

- **ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果を補填額に反映させることが必要。**
 - ワイヤレス固定電話は、加入電話の提供が極めて不経済になる場合等に効率性向上と将来にわたり電話を低廉に維持することを目的として導入されるものであり、国民経済全体の負担を最小化するため、その効率性向上の効果は補填額に反映させることが必要。
 - 効率性向上のためにワイヤレス固定電話を導入することを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の導入に伴い補填額を減額することは必須。ユニバーサルサービス制度は競争を補完するものであり、ワイヤレス固定電話導入による効率化でNTT東日本・西日本の費用負担が減少する一方、補填額が従前とあまり変わらない場合、ユニバーサルサービス制度の趣旨に反する。この場合には、「効率性向上の効果を交付金の算定に反映」するための措置が当然に必要であり、補填額算定方法の変更による補填額の削減、または基本料コスト削減額相当の補填額を削減する補正措置が必要。
- **基本料コストの効率化と引き換えに接続料が上昇することは認められない。**
 - ワイヤレス固定電話導入の初期投資の影響等による接続料の上昇は基本料コストの付け替えにすぎず、基本料コストの効率化と引き換えに接続料が上昇することは認められない。このようなことが生じ得る場合には、ワイヤレス固定電話の導入計画の適正性確認や見直し、費用の取扱いに関する整理等が必要。
- **ワイヤレス固定電話は、当面、補填額算定時の対象サービスに含めないことが適当。**
 - 加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定の在り方については、ワイヤレス固定電話が、現時点で「補填対象外」と整理されている「加入電話に相当する光IP電話」と同様に、特定地域を対象として限定的に提供されるサービスであることから、当面、ワイヤレス固定電話を補填額算定時の対象サービスに含めないことが適当。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<事業者からの主な意見(続き)>

- **一定程度ワイヤレス固定電話の導入が進んだ段階で、改めて補填額の算定方法等を検討することが適当。**
 - ワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話からの移行状況等を踏まえ、一定程度ワイヤレス固定電話の導入が進み、どのような場合に現行の補填額算定スキームにおいてコスト効率化の効果が反映可能となるかといった有効事例を見通せる状況となった段階で、改めて補填額の算定方法等を検討することが適当。
- **現在の補填額算定方法の考え方では、ワイヤレス固定電話導入による補填額への影響は限定的と想定。**
 - ワイヤレス固定電話は加入者回線をモバイル網で代替するサービスであり、その導入による効果は加入者回線部分に係るコストに平均的に反映されることになるため、現在の補填額算定の考え方では、補填額への影響は限定的と想定。
- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、補填額が減少しない場合があると考えられ、適当ではない。**
 - ワイヤレス固定電話導入により効率化がなされても、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する場合、ワイヤレス固定電話を導入しても補填額の減少に直接つながらないエリアがある、効率化に伴い回線あたり費用の平均が減少しベンチマークが下がる、メタル回線の減少により局舎毎の回線単価が上振れする、といった要因により補填額が減少しない場合があると考えられ、補填額を減少させるための補正が必要。
 - ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果を補填額に反映させるという意味では、非常に不確実性が高い。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<事業者からの主な意見（続き）>

- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法により補填額が減少しない場合には、ワイヤレス固定電話導入前の補填額を上限とすることも考え得る。**
 - ワイヤレス固定電話の導入に伴い補填額が増加することは望む結果ではなく、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法により補填額が減少しない場合には、対処策として、ワイヤレス固定電話導入前の補填額を上限とすることも考え得る。
- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、過大な運用コストを要する。**
 - ワイヤレス固定電話導入により効率化がなされても、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する場合、補填額の削減額を明確にするためには、LRICモデルによる金額算定の工程を2回実施する必要があり、過大な運用コストを要する。
- **効率化効果を定量的に測定し、その効果に応じて補填額を減少させることが必要。**
 - 手法の検討が必要であるが、効率化効果を定量的に測定し、その効果に応じて補填額を減少させることが必要。
- **補填額の算定には、従前どおり、LRICモデルを用いることを基本とするべき。**
 - 補填額の算定には、従前どおり、LRICモデルを用いることを基本とするべき。ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果の補填額への反映方法は、LRICモデルでのワイヤレス固定電話の反映有無に応じて検討するべき。

1. アクセス回線について

(1)補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<事業者からの主な意見(続き)>

- **まずは、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、一定の仮定に基づき算定したワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果額を控除して補填額を算定すべき。**
- まずは、モバイルアクセス単価がベンチマークを下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定すべき。
- **LRICモデルにワイヤレス固定電話が反映された場合であっても、当該LRICモデルにより算定される補填額に効率化の効果が反映されているか検証が必要。**
- LRICモデルにワイヤレス固定電話が反映された場合であっても、必ずしも当該モデルにより算定される補填額に効率化の効果が反映されるとは限らず、効率化の効果が反映されているか検証が必要。
- **モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、適当ではない。**
- モバイルアクセス単価がベンチマークを下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、収容局単位でワイヤレス固定電話に移行しない限りNTSコストが減少しないコストの実態と整合せず、また、加入者回線コストは東西別で算定されている中、ワイヤレス固定電話の提供エリアの加入者回線コストのみを地域別で算定するかのように扱うこととなり、「加入者回線部分は、ドライカップ接続料により競争事業者も高コスト地域の費用を負担している」という考え方に基づくこれまでの補填額算定や接続料算定の前提との整合を図ることが困難であるため、適当ではない。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<事業者からの主な意見（続き）>

- **モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法を仮にベースとする場合には、同方法の課題に対処するための補正措置が必要。**
 - モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法を仮にベースとする場合には、実際には削減されないNTSコストが減額対象とされている、ワイヤレス固定電話の提供に必要なモバイルアクセス単価が考慮されていない、といった同方法の課題に対処するための補正措置が必要。具体的には、「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」、または「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」を講じるべき。
- **モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法に対して、仮に補正措置を講じるとしても、補正措置は時限的であるべき。**
 - モバイルアクセス単価がメタル回線単価と比べて下がらないという状況が永続的に続くことは、ワイヤレス固定電話導入の趣旨に反する。したがって、モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法に対して、仮に補正措置を講じるとしても、補正措置は時限的であるべき。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見>

- **補填額の算定方法は、補填額の減少に繋がるような方法とする必要がある。**
 - ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果が補填額の算定に反映されるべきという基本的な前提があり、補填額の算定方法は、補填額の減少に繋がるような方法とする必要がある。
 - ワイヤレス固定電話が導入されることにより効率化が実現するということが重要であり、そのことがしっかり補填額にも反映されるべきであるという考え方は筋が通っている。
 - ワイヤレス固定電話を導入することで効率化が望まれているということは皆合意できる点であり、導入によりどの程度の補填額の減額が可能となるかについての議論と理解している。
 - 補填額が増加することについて一般的な合意は得られないと思われることから、補填額を減額する方向で検討すべき。
 - 補填額の算定方法は、国民の負担を大きくしないという観点と、効率性向上の効果を取り込むという観点から、検討を進めるべき。
- **補填額の算定方法は、できるだけシンプルな方法とすることが望ましい。**
 - 補填額の算定方法は、できるだけシンプルな方法とすることが望ましい。
 - ワイヤレス固定電話導入後の補填額については、導入後の経過を見ていく必要があることも考えると、その算定方法を複雑な方式とすることは適当ではない。
- **補填額の算定方法は、具体的な補填額のシミュレーションを踏まえて検討を進めるべき。**
 - 補填額の算定方法は複数案あるので、具体的な補填額のシミュレーションを踏まえて検討を進めるべき。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見（続き）>

- **ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果の計測方法は重要。**
 - ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果を補填額に反映するべきであるという点に関連して、どのように効率性向上の効果を計測するかということは重要であり、いずれ検討が必要。
- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、当面の間の措置としては考え得る。**
 - ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果をしっかりと測定・算定することが正論ではあるが、これらの方法を向こう数年間で検討することを前提として、ワイヤレス固定電話の導入回線数が少ない当面の間の措置としては、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法も考え得るのではないか。
- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、補填額が増加するか減少するか分からない点が問題。**
 - ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、ワイヤレス固定電話導入前と比べて、補填額が増加するか減少するか分からない点が問題。
- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、過大な運用コストを要する。**
 - ワイヤレス固定電話導入により効率化がなされても、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する場合、補填額の削減額を明確にするためには、2パターンを入力値を作成し、LRICモデルによる金額算定の工程を2回実施する必要があり、過大な運用コストを要する。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見(続き)>

- **ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、番号単価を負担する利用者にとって分かりづらい。**
- ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法は、効率性向上の効果を補填額に反映する必要があるにもかかわらず、なぜ現在の算定方法をそのまま用いることでよいのかという点が、番号単価を負担する利用者にとって分かりづらい。
- **ワイヤレス固定電話に移行した回線の影響を十分考慮した上で、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法の是非を検討すべき。**
- ワイヤレス固定電話に移行し得る回線数は約60万回線であり、無視できない規模がある。当該回線はベンチマークを構成する平均値等にもインパクトを与えることが想定されることから、ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額算定方法により補填額を算定する方法とすることについては、この点を十分考慮した上で判断すべき。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見(続き)>

- **モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、効率性向上の効果を補填額にうまく反映できている。**
- モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、補填額の削減額が見える形となっており、効率性向上の効果を補填額にうまく反映できている。補填額の削減額も、コスト削減効果に比べると、それほど大きすぎることはないと思う。
- モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果がしっかりと補填額に反映される算定方式となっており、予測の確実性、国民に対する説明という点で納得感が高い。
- モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、効率性向上の効果を引き算するという方法とすることにより、非常にシンプルとなっており、さらに、ワイヤレス固定電話導入によりメタル回線を敷設し続けるよりも効率的になるという前提にもフィットする。
- **モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働きづらいのではないかと思う。**
- 一般論として、今後、ユニバーサルサービスをNTT東日本・西日本に限らず様々な事業者が担う可能性もあり、ユニバーサルサービスを新しい技術に換えていく際のインセンティブが重要と考えている。このため、補填額の算定は、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働くような方法により行うのがよいと思う。モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法は、よい方法であると思う一方、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働きづらいのではないかと思う。

1. アクセス回線について

(1)補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見（続き）>

- **モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法としても、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働きづらくなることはないと思う。**
- NTT東日本・西日本にとっては、ワイヤレス固定電話導入によりメタル回線コストを大幅に削減できるという強いインセンティブが既にあるため、モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されていると見做し、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方法としても、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働きづらくなる心配はないと思う。
- **ワイヤレス固定電話導入後の補填額の算定方法と接続料の算定方法との整合性にも留意が必要。**
- ワイヤレス固定電話導入後の補填額の算定方法は、接続料の算定方法とも密接に関係していることから、これらの整合性にも留意して検討を進めることが必要。
- **「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」と「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」のいずれの補正措置も、実施有無は補填額にあまり影響しないと見込まれるが、筋を通すという観点からの検討は理解できる。**
- 「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」と「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」のいずれの補正措置も、ワイヤレス固定電話の導入回線数が当面は少ないことを前提とすれば、その実施有無は補填額にあまり影響しないと見込まれるが、筋を通すという観点からの検討は理解できる。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見(続き)>

- 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」は、特にワイヤレス固定電話導入初期のモバイルアクセス単価を考慮しつつ、補填額増加の可能性も排除した補正措置となっており、説得力がある。
 - 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」は、モバイルアクセス単価の実態を考慮に入れ、補填額の削減額が大きくなり過ぎないようにするものであり、説明が通りやすいのではないかと思う。
 - 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」は、モバイルアクセス単価がモデルにより算定されるメタル回線単価を上回った場合には、メタル回線単価に基づく補填額を上限とするものとなっており、ワイヤレス固定電話導入当初の不経済な時期に実際にモバイルアクセス単価が大きくなったとしても、そのことが補填額に大きな影響を与えないという点で、望ましい補正措置と考える。
 - 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」では、モバイルアクセス単価の実態に伴い補填額が補正される期間がワイヤレス固定電話導入初期に限られるが、このことは、ワイヤレス固定電話導入に伴う効率性向上の効果発現時期の見通しとも整合しており、当該補正措置は説得力がある。
- 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」について、経過措置としてより簡便な形で規定することが考えられるのではないか。
 - モバイルアクセス単価はワイヤレス固定電話の導入回線数の増加に伴い下降するため、「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」は経過措置として適用されるものと理解した。当該補正措置を経過措置として規定し、期間やワイヤレス固定電話の導入回線数等の閾値を置く方向とすることは考え得るのではないか。
 - 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」について、補正対象はワイヤレス固定電話導入初期のみであるため、当該期間のみに適用する、より簡便な補填額算定方法を検討した方が、シンプルでよいのではないかと思う。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見（続き）>

- 「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」と比べて「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」の方が補填額算定の手間が小さく、この方向で補正措置方法を詰めていくのがよいのではないか。
- 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」は、全国一律のモバイルアクセス単価さえ分かれば補正を行えるため、「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」と比べて補填額算定の手間が小さく、この方向で補正措置方法を詰めていくのがよいのではないか。
- 「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」は、NTSコストが局舎毎に異なることから、局舎毎に補正比率を算定する必要があるという点で複雑であり、「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」を詰めていく方が簡潔な補正措置となるのではないか。
- 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」と比べて「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」の方が補填額算定の手間が小さいと思う。
- 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」はモバイルアクセス単価を算定する必要があることから、新たな情報を必要としない「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」の方が補填額算定の手間が小さいと思う。
- 「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」は、番号単価を負担する利用者にとって分かりづらい。
- 「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」は、加入者回線コストとNTSコストが区分され、NTSコスト相当分は補填額から控除する必要がないという点が、番号単価を負担する利用者にとって分かりづらく、利用者に対する説明が困難ではないか。

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

- ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等において、加入電話を置き換える形で極めて限定的に導入されるものである。このようなワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえれば、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額については、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当ではないか。
- この際、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填の考え方については、情報通信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(令和元年12月)において、「例外的に認められた範囲内において無線等の他社設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」とされている。したがって、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要ではないか。
- 現在の加入電話の補填額の算定では、ベンチマーク方式を用いるとともに、回線単価は局舎単位で算定することを原則としつつ、ドライカッパ接続料が東日本・西日本単位で算定されていることを踏まえ、加入者回線コストについては東日本・西日本単位で算定することとしている。ワイヤレス固定電話は、加入電話の加入者回線部分の効率性向上を目的としたものであるため、仮に、現在の加入電話の補填額の算定方法を、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせた電話群に適用したとしても、算定される補填額には、効率性向上の効果が直接には反映されない。
- したがって、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を補填額の算定方法に反映するため、上記とは異なる算定方法を検討することが必要ではないか。

- 具体的には、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ここから、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが考えられるのではないか。
- その方法としては、まずは、ワイヤレス固定電話が実際に導入された際の効率性向上の効果を測定し、当該測定値から、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を算定することが考えられる。ただし、ワイヤレス固定電話は現時点では未導入であり、またNTT東日本・西日本によりエリア毎の特性等を踏まえた導入の検討が進められていることを踏まえると、少なくとも現時点で実際に導入された際の効率性向上の効果の測定方法等を定めることは困難である。そこで、特定の方法で算定した金額を、「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなすことが考えられるのではないか。

- 具体的には、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話である回線の単価(モバイルアクセス単価)はベンチマーク値以下になるとして、当該回線による補填額への寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、当初の補填額から控除することを基本的な考え方とすることが適当ではないか。
- ただし、ワイヤレス固定電話導入初期においては、ワイヤレス固定回線数が少数に留まることに伴い、実際のモバイルアクセス単価は高額となることが見込まれる。このため、補填額の算定においては、モバイルアクセス単価を考慮した補正を行うことが適当ではないか。
- 当該補正について、補填額算定の都度、モバイルアクセス単価をベンチマーク値及び各局舎のメタルアクセス単価と比較する方法とすることは、補填額への影響の規模に比べて規制コストが大きくバランスを欠く。
- したがって、当該補正については、ワイヤレス固定電話導入開始から一定の間の経過措置として、次のとおり規定することが適当ではないか。
 - 経過措置期間においては、モバイルアクセス単価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価と一致するとみなし、当初の補填額(ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額)を補填する。
 - 経過措置期間終了後においては、モバイルアクセス単価がベンチマーク値以下になるとみなし、基本的な考え方に基づく補填額(当初の補填額から実際にはワイヤレス固定電話である回線による補填額への寄与を控除した金額)を補填する。
- 経過措置期間は、現時点でNTT東日本・西日本からワイヤレス固定電話の提供回線数に係る計画が示されておらず、ワイヤレス固定電話導入開始からの年数により規定することが困難であるため、ワイヤレス固定電話の回線数が初めて一定数に達するまでの期間として規定することが適当ではないか。具体的には、NTT東日本・西日本から提供された調達コスト情報等に基づくと、モバイルアクセス単価がベンチマーク値と一致するワイヤレス固定電話の回線数が約9,500回線と試算されるため、その約半分の5,000回線を上記しきい値とする。

- なお、NTT東日本・西日本から示されたワイヤレス固定電話導入によるコスト削減効果額の試算値を踏まえれば、ワイヤレス固定電話の回線数が初めて一定数に達するまでの期間として経過措置期間を規定したとしても、そのことによりNTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入のインセンティブが失われることは想定しづらいのではないか。

■ ワイヤレス固定電話の提供イメージ



■ ワイヤレス固定電話の提供に伴うコスト削減効果 第26回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料(訂正後) から抜粋

回答1-2

委員限り

- 回答1-1の通り、現時点では、応札事業者の提案内容を精査している段階であり、モバイル事業者との契約締結に向けた諸条件の調整中ですが、今後、それらを踏まえ、具体的な提供対象エリア等の検討を行う予定です。
- なお、前回は提示した包括的検証の議論におけるコスト試算について、モバイル網の調達に係る応札事業者の提案額や当社設備の開発に要する費用等を精査の上、同様の前提で改めて算定した場合、提供開始後10年目で 億円のコスト削減効果が見込まれることとなります。
- 上記の算定においては、「①メタルケーブルの新設・維持に要する費用」と「②ワイヤレス固定電話の提供に要する費用」の差分(②-①)をワイヤレス固定電話の提供によるコスト削減効果としており、提供開始後3年目で1万回線、10年目で10万回線の需要を想定しております。

(単位：億円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
コスト削減効果 (②-①)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※ コスト削減の効果をマイナスで表記

[参考] 補填額算定方法の提案

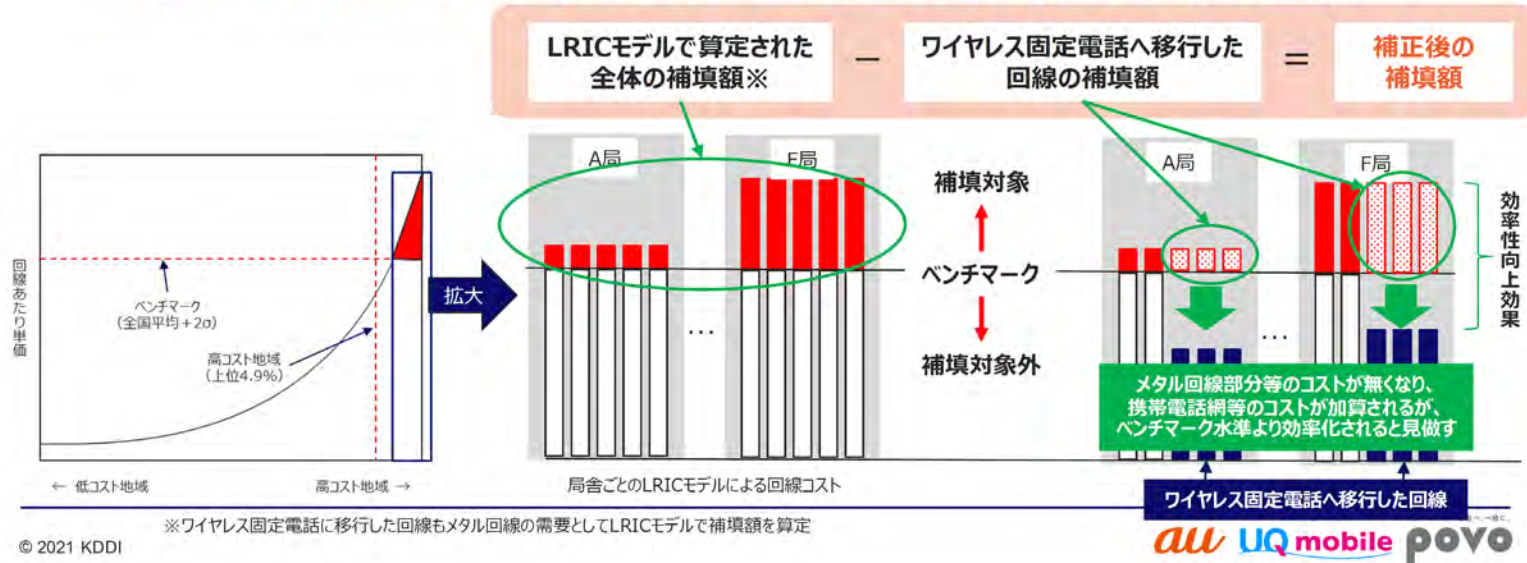
<NTT東日本・西日本からの提案方法> 第25回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料 から抜粋

- 以上により、補填の在り方については、ワイヤレス固定電話が、現時点「補填対象外」の整理とされている「加入電話に相当する光IP電話」と同様に、特定地域を対象として限定的に提供される特性のサービスであることから、当面、補填額算定時の対象回線に含めないこととし、ワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話からの移行状況等を踏まえ、一定程度の導入が進んだ段階において、改めて算定方法等の検討を行っていくことが適当ではないかと考えます。

<KDDIからの提案方法> 第25回ユニバーサルサービス政策委員会 KDDI説明資料 から抜粋

ワイヤレス固定電話の効率性向上効果をモデル外で補正

- ワイヤレス固定電話は、ベンチマークを下回るコスト水準に効率化されるものと見做す
- ベンチマークを下回る場合はそもそも補填対象外であることから、ワイヤレス固定電話へ移行した回線分の補填額を全体の補填額(LRICモデルで算定された補填額)から控除し、効率化を反映



- 前回の委員会において、NTT東日本・西日本及びKDDIから提案のあった加入電話・ワイヤレス固定電話のアクセス回線に係る補填額の算定方法の具体案について、一定の仮定の下、ワイヤレス固定電話導入5年目及び10年目における補填額を試算した。

<NTT東日本・西日本からの提案方法>

- ・ ワイヤレス固定電話回線を除く、現に設置されているメタル回線を回線需要として、
- ・ 現在の加入電話アクセス回線補填額算定方法(ベンチマーク方式)により補填額を算定する。

<KDDIからの提案方法>

- ・ ワイヤレス固定電話回線もメタル回線とみなし、現に設置されているメタル回線と合わせて回線需要として、
- ・ 現在の加入電話アクセス回線補填額算定方法(ベンチマーク方式)により補填額を算定する。
- ・ その後、ワイヤレス固定電話回線分の補填額を控除する。

試算上の仮定

- ・ 加入電話回線数は、過去3年間の平均増減率(都道府県別)を横置きして予測。
- ・ ワイヤレス固定電話回線数は、NTT東日本・西日本からの説明に基づき、導入3年目に1万回線、導入10年目に10万回線とし、その間は線形に導入が進むと仮定。
- ・ 各年度でのワイヤレス固定電話導入回線の選定方法については、①対象地域に均一に導入、②モデル上の高コスト地域から順に導入、③モデル上の低コスト地域から順に導入、の3パターンを仮定して試算。
- ・ 回線単価の算定には、第8次PSTN-LRICモデルを使用し、加入電話回線数以外のモデル入力値は直近の数値を横置きして使用。

回線数※	現在	ワイヤレス固定電話 導入1年目		ワイヤレス固定電話 導入5年目		ワイヤレス固定電話 導入10年目	
	令和3年度	令和5年度	令和9年度	令和14年度			
加入電話回線数	1,357万回線	1,174万回線	880万回線	613万回線			
ワイヤレス固定電話化可能回線数	58万回線	50万回線	38万回線	27万回線			
ワイヤレス固定電話回線数	—	0.3万回線	3.6万回線	10万回線			

※ 試算においては、本表の数値に一定の方法で光IP補正を考慮した回線数を使用。

NTT東日本・西日本からの提案方法に基づく試算結果

	令和2年度	令和9年度 (導入5年目)		令和14年度 (導入10年目)	
	補填額	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減
ワイヤレス固定電話導入なし	27.5億円	26.8億円	—	25.4億円	—
対象地域に均一に導入	—	26.0億円	−0.8億円	27.4億円	+2.0億円
モデル上の高コスト地域から順に導入	—	21.0億円	−5.8億円	21.7億円	−3.7億円
モデル上の低コスト地域から順に導入	—	26.7億円	−0.1億円	25.4億円	−0.0億円

- NTT東日本・西日本からの提案方法では、ワイヤレス固定電話導入に伴い、補填額が増加するケースと減少するケースのいずれも存在。
- 令和9年度(導入5年目)においては、試算した3ケースとも補填額が減少しているが、このことは、同年度であれば必ず補填額が減少することを示しているわけではない点に要留意。

KDDIからの提案方法に基づく試算結果

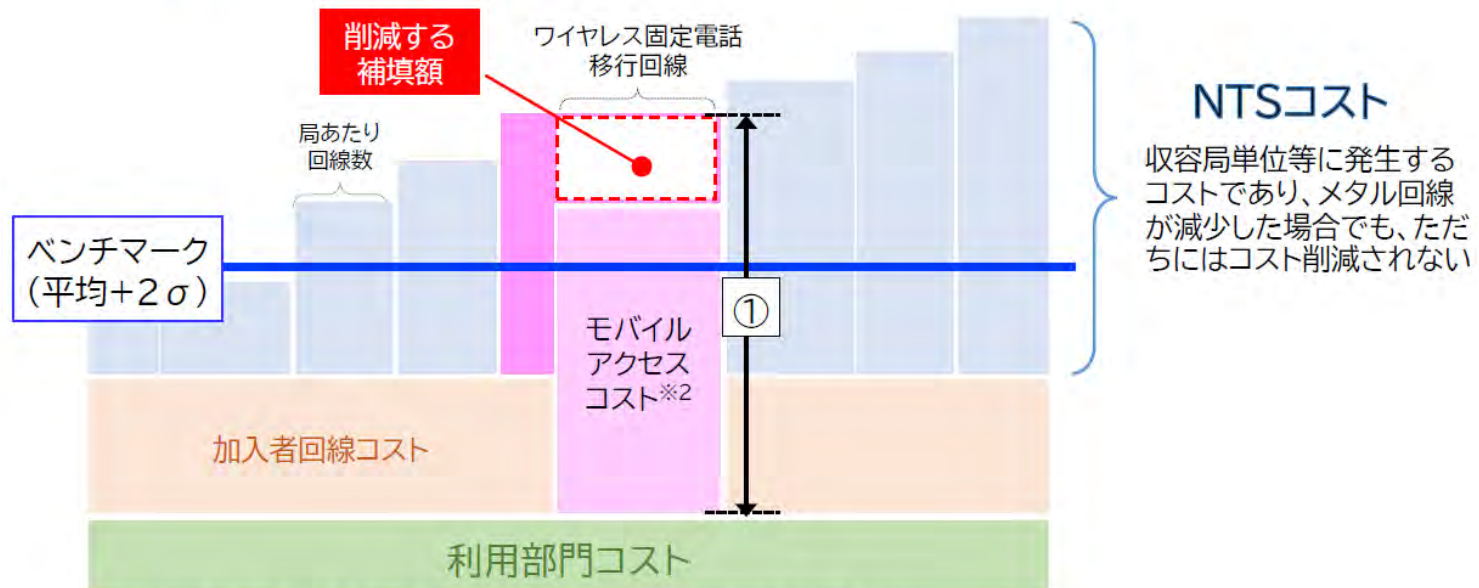
	令和2年度	令和9年度 (導入5年目)		令和14年度 (導入10年目)	
	補填額	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減
ワイヤレス固定電話導入なし	27.5億円	26.8億円	—	25.4億円	—
対象地域に均一に導入	—	25.6億円	−1.2億円	21.0億円	−4.4億円
モデル上の高コスト地域から順に導入	—	16.8億円	−10.0億円	13.7億円	−11.7億円
モデル上の低コスト地域から順に導入	—	26.8億円	±0.0億円	25.4億円	±0.0億円

- KDDIからの提案方法では、原理的にいかなる場合でも補填額は増加せず、このことは試算結果にも表れている。
- ワイヤレス固定電話が対象地域に均一に導入されるケースでは、令和9年度(導入5年目)から令和14年度(導入10年目)にかけて、補填額の減少幅が拡大。他方、同ケースでは、令和14年度(導入10年目)においても、一定程度の補填額が残存。

<NTT東日本・西日本からの補正措置の提案(補正案1)> 第27回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料 から抜粋

<補正案1> モバイルアクセスコストを考慮するよう補正

- 加入電話からワイヤレス固定電話へ移行した場合のコストを、モバイルによる実際のアクセス回線コストにより算定
 - ※モバイルアクセスコストが、モデルによる設備コスト(①)を上回る場合は、モデルコストにより算定
- ⇒ 当社試算では、導入当初より一部の高コストエリアで削減効果が表れ、提供開始4年目以降はKDDIからの提案方法に基づく試算結果(前回事務局資料)と同額の補填額削減効果※1



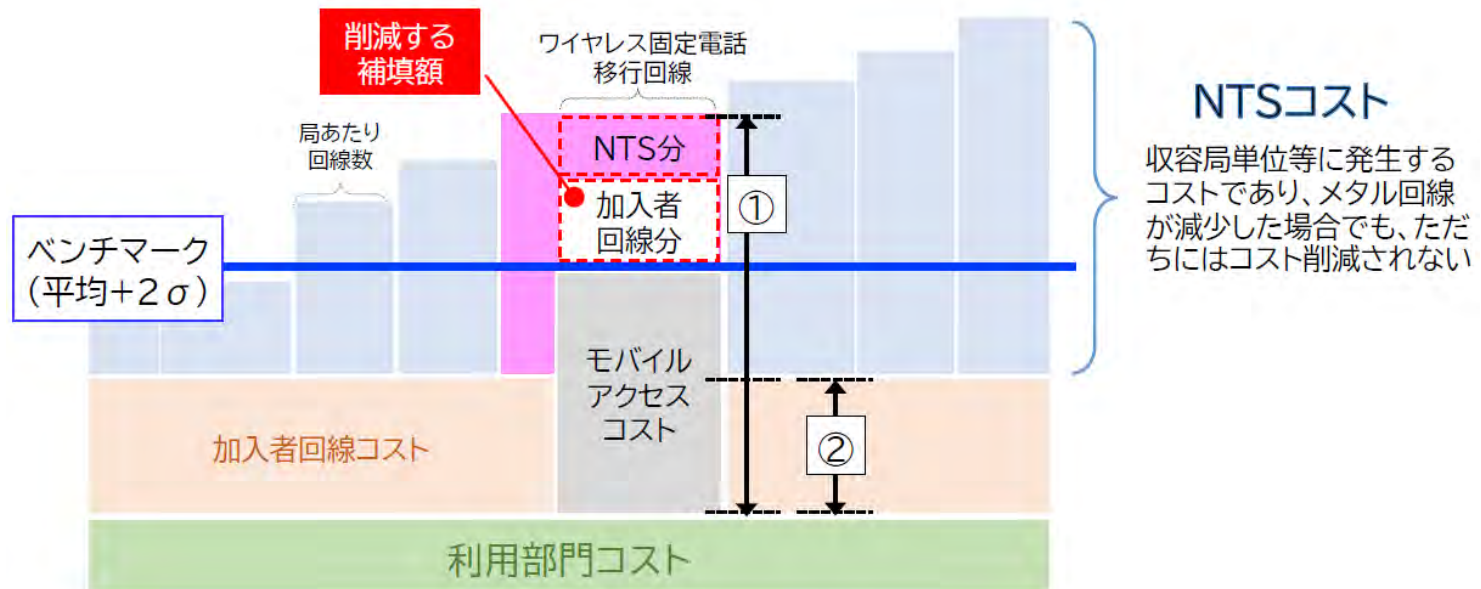
※1 対象地域に均一に導入した場合の試算 ※2 モバイル事業者へ支払う卸利用料や端末(TA)費用

<NTT東日本・西日本からの補正措置の提案(補正案2)> 第27回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料 から抜粋

<補正案2> 加入者回線コスト相当分を削減するよう補正

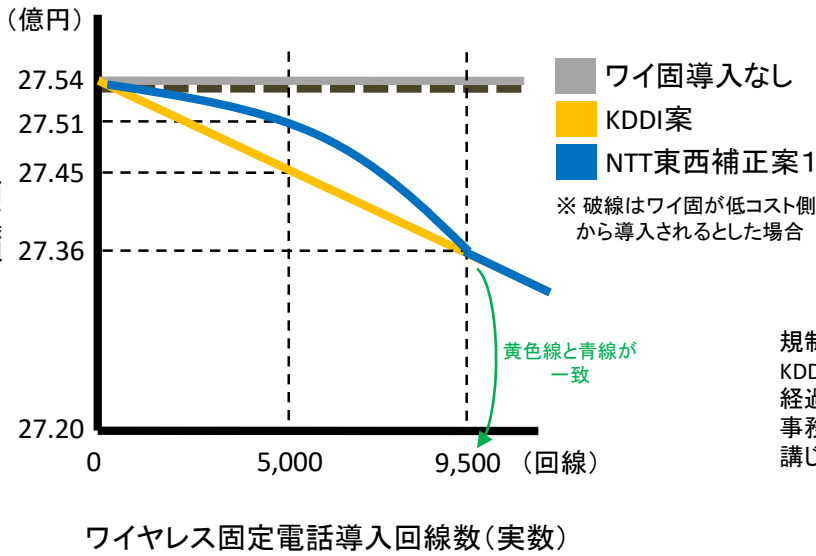
- KDDI殿の提案による削減額に対し、実際に費用削減効果が見込まれる加入者回線コスト相当分になるよう、補正率を乗じて算定

$$\text{補正率} = \frac{\text{②加入者回線コスト}}{\text{①回線あたり設備コスト}}$$

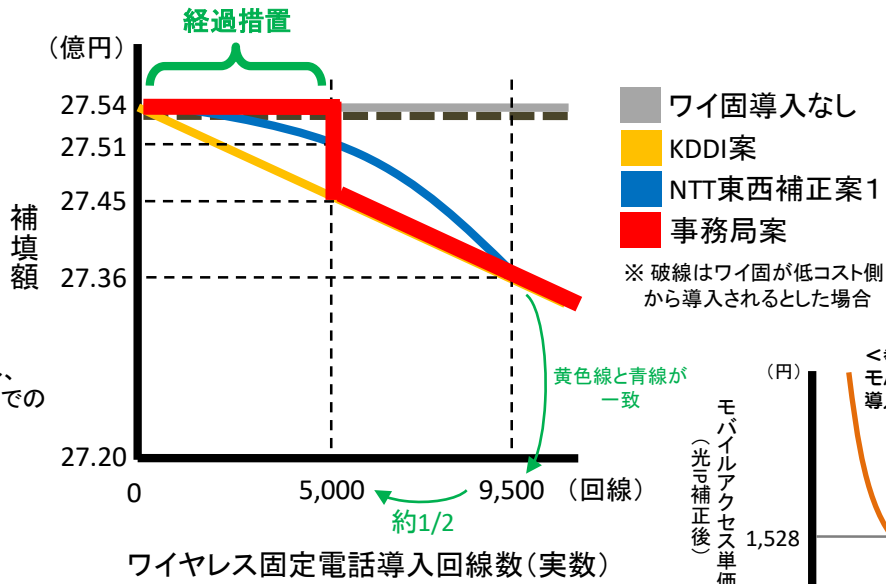


※ グラフはいずれもイメージ

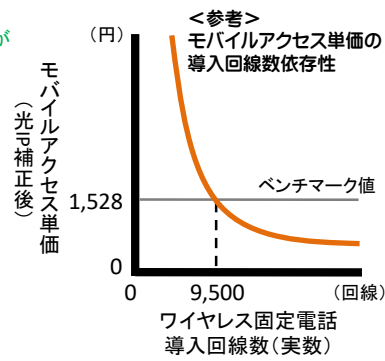
KDDI案に対するNTT東西補正案(補正案1)



事務局案



規制コストを考慮し、KDDI案への移行までの経過措置として事務局案の措置を講じてはどうか



KDDI案、KDDI案に対するNTT東西補正案(補正案1)、事務局案に基づく試算結果

		導入前	導入1年目	導入2年目	導入3年目	導入4年目
回線数 (実数)	メタル・ワイ固回線数	1,357万回線				
	ワイ固回線数	0回線	0.3万回線	0.7万回線	1万回線	2.3万回線
補填額 (ワイ固導入に伴う補填額の増減)	KDDI案	27.54億円	27.49億円 (▲0.05億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)
	KDDI案に対するNTT東西補正案1	27.54億円	27.53億円 (▲0.01億円)	27.46億円 (▲0.08億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)
	事務局案	27.54億円	27.54億円 (±0億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)

<試算上の仮定>

- 加入電話回線数(実数)は、令和3年度ユニバ補填額認可時の回線数(1,357万回線)を各年度横置きし、補填額はこれに光IP補正を行った上で算定。
- ワイヤレス固定電話回線数(実数)は、NTT東日本・西日本からの説明に基づき、実網での導入回線数を3年目に1万回線、導入10年目に10万回線、その間は線形に導入が進むと仮定し、補填額はこれに光IP補正に伴う補正を行った上で算定。
- ワイヤレス固定電話は、対象地域に均一に導入されると仮定。
- 加入電話回線単価の算定には第8次PSTN-LRICモデルを使用し、上記以外のモデル入力値は直近の数値を横置きして使用。
- モバイルアクセス単価は、NTT東西から提供された以下の調達コスト情報等及びワイヤレス固定電話回線数(光IP補正に伴う補正後)に基づき算定。

モバイルアクセス単価 算定のための 調達コスト情報等		
	加入電話平均通話時間(発着分)	105分/月・回線
	利用部門単価	176円/年・回線

委員限り

■ 論点

1. アクセス回線について
 - (1) 補填額の算定方法について
 - (2) 光IP補正等について
2. 離島特例通信及び緊急通報について
3. 制度の運用について

1. アクセス回線について

(2)光IP補正等について

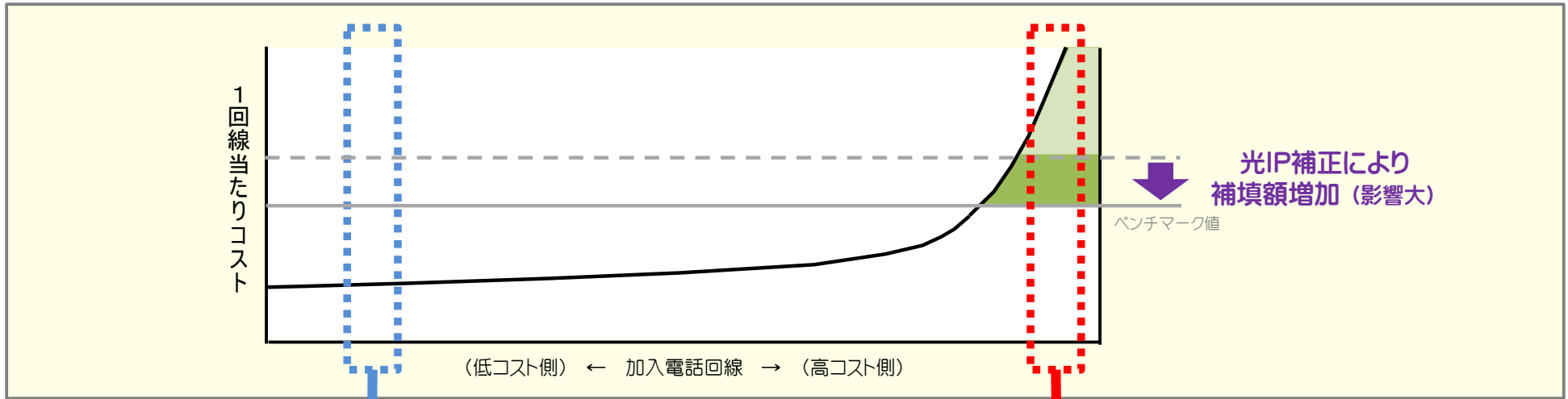
- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話及び加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額の算定を行う際、加入電話の回線数についての補正(光IP補正)とともに、ワイヤレス固定電話の回線数についても補正を行うことが必要か。

<委員からの主な意見>

- **補填額算定時に用いるワイヤレス固定電話の回線数は、光IP補正に伴う補正を行うことが適当。**
 - 補填額算定時に用いるワイヤレス固定電話の回線数は、光IP補正に伴い、局舎単位で加入電話の回線数の補正率と同率を乗じることにより補正を行うことが適当。
 - 光IP補正に伴うワイヤレス固定電話の回線数の補正率を、低コスト地域では大きく、高コスト地域では小さくすることは、分かりやすい措置方法であり、内容も適当。
 - 補填額算定時に用いるワイヤレス固定電話の回線数の光IP補正に伴う補正について、局舎単位で加入電話の回線数の補正率と同率を乗じる方法とすることは、すんなり受け入れられると思う。

1. アクセス回線について (2) 光IP補正等について

- 現在、加入電話のアクセス回線に係る補填額の算定では、光IP電話への移行に伴う補填額の減少を補正するため、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を、現に設置されている加入電話の回線数に加算する対応(光IP補正)を行っている。電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に限定してワイヤレス固定電話が導入されることを前提として、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本とし、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い補填額の算定を行う場合、光IP電話へ移行した電話の中には一定数のワイヤレス固定電話も含まれていたとみなし、加入電話の回線数とともに、ワイヤレス固定電話の回線数についても補正を行うことが必要ではないか。
- 光IP補正に伴うワイヤレス固定電話の回線数の補正方法について、ワイヤレス固定電話の導入が、当面の間は、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合の中でも限定的に進められる見込みであることを踏まえれば、まずは、ワイヤレス固定電話の回線数について、局舎単位で加入電話の回線数の補正率と同率を乗じることにより補正を行うことが適当と考えられるのではないか。



A局舎

加入電話
 (実際) 10万回線 → 40万回線
 光IP補正で4倍

ワイヤレス固定電話
 (実際) 20回線 → 80回線
 光IP補正と同率の4倍

※ 数値はイメージ

B局舎

加入電話
 (実際) 1万回線 → 1.1万回線
 光IP補正で1.1倍

ワイヤレス固定電話
 (実際) 100回線 → 110回線
 光IP補正と同率の1.1倍

※ 数値はイメージ

光IP補正

光IP補正に伴う補正(案)

光IP補正に伴う補正により補填額減少 (影響小)

※ KDDIからの提案を基本として 補填額を算定する場合

■ 論点

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

(2) 光IP補正等について

2. 離島特例通信及び緊急通報について

3. 制度の運用について

2. 離島特例通信及び緊急通報について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話の離島特例通信及び緊急通報の取扱い及び補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<事業者からの主な意見>

- **ワイヤレス固定電話の基本料については、現行の加入電話と同水準とする方向で検討中。通話料については、全国一律のフラットな料金とする方向で検討中。**
- ワイヤレス固定電話の基本料については、現行の加入電話と同水準とする方向で検討している。また、通話料については、IP網で提供するサービスであることを踏まえ、全国一律のフラットな料金とする方向で検討している。

2. 離島特例通信及び緊急通報について

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、ワイヤレス固定電話の離島特例通信及び緊急通報の取扱い及び補填額の算定方法をどのようにすべきか。

<委員からの主な意見>

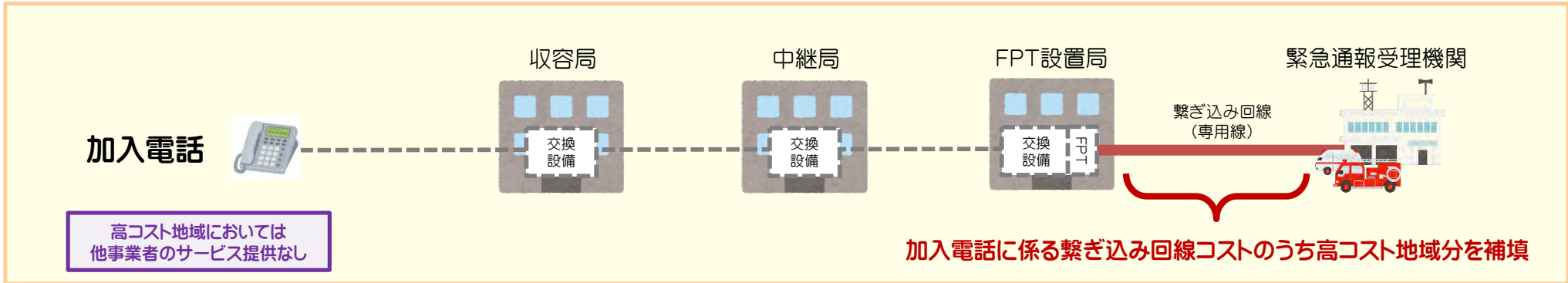
- **ワイヤレス固定電話の離島特例通信は、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はない。**
 - ワイヤレス固定電話の離島特例通信は、全国一律のフラット料金が予定されていることから、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はない。
 - ワイヤレス固定電話の離島特例通信をユニバーサルサービスとして位置づける必要はないという整理は適切。
- **ワイヤレス固定電話の救急通報は、加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲することが適当。**
 - ワイヤレス固定電話の緊急通報の仕組みは、これまでの加入電話に近い形でしっかり作り込まれている。ワイヤレス固定電話の緊急通報について、これまでの加入電話と同様に繋がるということであれば、加入電話での補填方法を踏襲して補填することでよいのではないか。
 - ワイヤレス固定電話の緊急通報について、加入電話と同様に補填するという整理は適切。

2. 離島特例通信及び緊急通報について

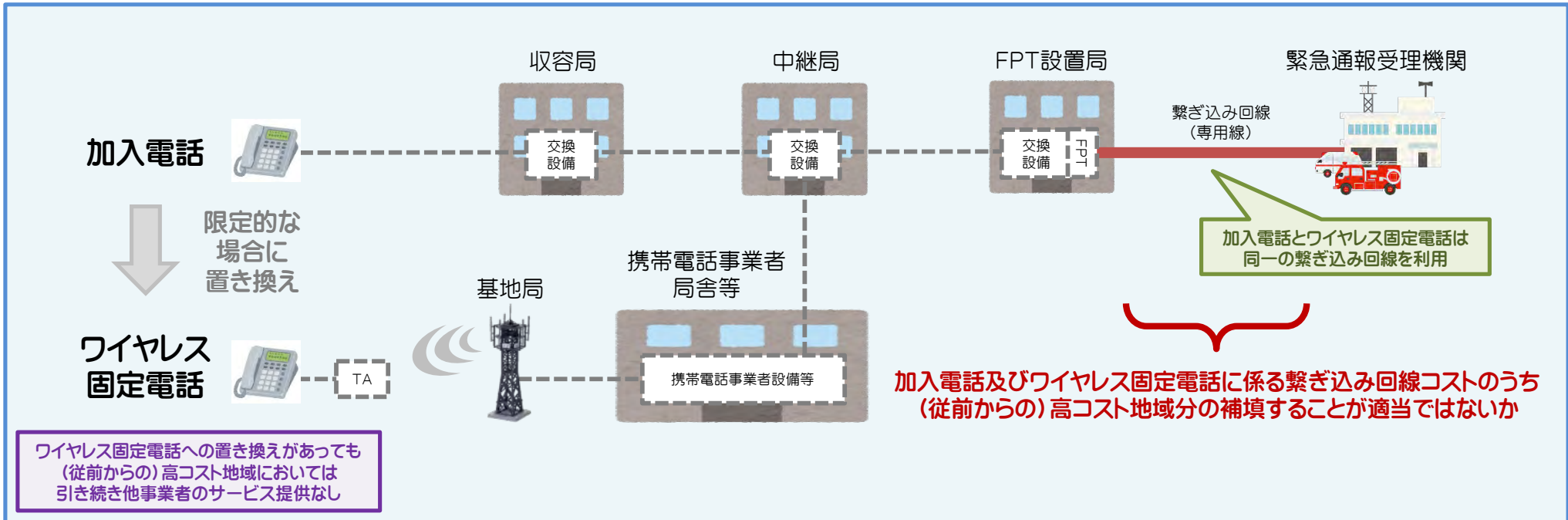
- NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話の通話料について、全国一律のフラットな料金とする方向で検討している旨説明があった。このことを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の離島特例通信について、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はないのではないか。
- ワイヤレス固定電話の緊急通報では、現在加入電話の緊急通報で用いられている回線と同一の緊急通報繋ぎ込み回線が用いられる。また、ワイヤレス固定電話回線も加入電話回線とみなした上で特定した高コスト地域(従前からの高コスト地域)においては、ワイヤレス固定電話が導入されても、新たな競争事業者の参入は見込まれない。ワイヤレス固定電話は加入電話を置き換える形で導入されるものであり、前記の2点を踏まえれば、ワイヤレス固定電話提供開始後の加入電話及びワイヤレス固定電話の緊急通報については、現在の加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲し、加入電話及びワイヤレス固定電話に係る緊急通報繋ぎ込み回線部分のコストのうち、従前からの高コスト地域分を補填することが適当ではないか。

※ 専用線接続方式の場合を例示

■ ワイヤレス固定電話導入前 (現在)



■ ワイヤレス固定電話導入後



■ 論点

1. アクセス回線について

(1) 補填額の算定方法について

(2) 光IP補正等について

2. 離島特例通信及び緊急通報について

3. 制度の運用について

3. 制度の運用について

- ワイヤレス固定電話提供開始後のユニバーサルサービス交付金制度の運用に当たり、留意すべき点はあるか。

<事業者からの主な意見>

- **ワイヤレス固定電話導入による効率化効果の事前見積り及び事後検証が不可欠。**
 - 補填額算定方法の具体的検討に当たっては、ワイヤレス固定電話導入による効率化効果の事前見積り及び事後検証が不可欠。
- **ワイヤレス固定電話は、老朽化・故障等によるメタルケーブルの再敷設等の機会が生じた際に、コスト削減効果を勘案の上で、その提供可否を決定する考え。**
 - ワイヤレス固定電話は、基本的には、老朽化・故障等によるメタルケーブルの再敷設や災害・事故・道路工事等によるメタルケーブルの提供ルートの変更が必要となったエリアにおいて、エリア毎にコスト削減効果を勘案の上、その提供可否を決定する考え。
- **ワイヤレス固定電話について、提供開始後10年目の時点では、一定程度のコスト削減効果が見込まれると試算される。**
 - ワイヤレス固定電話導入によるコスト削減効果について、モバイル網の調達に係る応札事業者の提案額や自社設備の開発に要する費用等を精査した上で、ワイヤレス固定電話提供開始後10年目の時点について試算すると、一定程度のコスト削減効果が見込まれる。
- **恣意的に補填額の減少に直接繋がらない回線ばかりがワイヤレス固定電話に置き換えられる可能性は否定されず、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話の導入が適切に行われているか継続的に検証することが必要。**
 - ワイヤレス固定電話の提供はメタル回線の老朽化・故障を契機とするため、必ずしもメタル回線単価が高い回線から順番にワイヤレス固定電話に置き換えられるわけではなく、補填額の減少に直接繋がらないエリアで先行して置き換えられるおそれあると認識している。
 - NTT東日本・西日本は当然、高コストである補填対象地域からワイヤレス固定電話の導入を行い、国民経済全体の負担の最小化を図る必要があると考える。メタルケーブルの老朽化・故障等による再敷設や災害・事故・道路工事等による提供ルートの変更を契機としてワイヤレス固定電話を導入する回線が存在することは理解できるが、恣意的に補填額の減少に直接繋がらない回線ばかりをワイヤレス固定電話に置き換えていくことは適当ではない。このため、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話の導入が適切に行われているか等を継続的に検証することが必要。

3. 制度の運用について

- ワイヤレス固定電話提供開始後のユニバーサルサービス交付金制度の運用に当たり、留意すべき点はあるか。

<事業者からの主な意見（続き）>

- 補填対象の収容局に収容されている回線であるか否かは、ワイヤレス固定電話の導入判断の基準そのものにはならない。
- ワイヤレス固定電話は、加入者回線に係る実際費用の削減を目的として導入するものである一方、現在の補填額は、LRICモデルを用いて算定されるコストのうちベンチマーク以上の一部コストに限定されていることを踏まえると、補填対象の収容局に収容されている回線であるか否かは、ワイヤレス固定電話の導入判断の基準そのものにはならない。

3. 制度の運用について

- ワイヤレス固定電話提供開始後のユニバーサルサービス交付金制度の運用に当たり、留意すべき点はあるか。

<委員からの主な意見>

- **ワイヤレス固定電話に関する補填に当たり、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話の導入実績や実際の効率性向上の効果等を継続的に確認していくことが必要。**
 - ワイヤレス固定電話に関する補填に関して、ワイヤレス固定の導入見通しに一定の仮定を置いて補填額算定方法を決める必要があることから、今後実際に導入が進んだ際に実態との乖離が生じないか、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入の計画や実績、導入に伴う効率性向上の効果等を継続的に確認していくことが必要。
- **ワイヤレス固定電話に関する補填に当たり、実際の補填額に実際の効率性向上の効果が適切に反映されているかモニタリングしていくことが重要。**
 - ワイヤレス固定電話に関する補填に関して、モデルを用いて一定の仮定を置いて規制コストを抑えた形で補填額の算定を行うことはよいが、今後、実際の補填額に実際の効率性向上の効果が補填額に適切に反映されているか、しっかりとモニタリングする機会を設けることが重要。

3. 制度の運用について

- NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話は加入者回線に係る実際費用の削減を目的として導入するものであるため、ワイヤレス固定電話の導入に当たり、対象回線がアクセス回線に係る補填の対象となる収容局に収容されているか否かは導入判断の基準そのものにはならない旨説明があった。こうした点も踏まえれば、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の交付金制度の運用に当たっては、交付金制度の適切な運用のため、ワイヤレス固定電話の導入が交付金制度の運用との関係で恣意的に進められていないかを確認する観点も含め、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況、ワイヤレス固定電話の具体的な導入地域及び当該地域における導入回線数並びに当該導入による効率性向上の効果(効果額の算定に必要なワイヤレスアクセス単価等の要素事項に係る情報を含む。)等を継続的に確認することが必要ではないか。また、算定された補填額に、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果が適切に反映されているか継続的に確認することが必要ではないか。